

# 企画競争説明書

業務名称：キューバ国統合水資源管理のための能力強化プロジェクト

調達管理番号：22a00860

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月1日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年2月1日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：キューバ国統合水資源管理のための能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

- ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年4月 ～ 2028年5月

（予定プロジェクト期間：2023年5月～2028年4月）

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年4月 ～ 2024年4月

第2期：2024年5月 ～ 2026年4月

第3期：2026年5月 ～ 2028年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第1期：13カ月未満想定】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

##### 【第2期：24カ月未満想定】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

##### 【第3期：25カ月未満想定】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の2%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年2月14日 12時
3	質問への回答	2023年2月17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年2月24日 12時
6	プレゼンテーション	2023年3月1日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年3月7日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「キューバ国アルテミサ・マタンサ地域における水資源の統合管理のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a01167）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 ([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、  
CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料  
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
  - ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
  - ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
  - ③ 本文：特段の指定なし
  - ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
  - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、  
加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「キューバ国統合水資源管理のための能力強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

キューバでは利用可能な水資源量は約 140 億 m<sup>3</sup>と推定され、そのうち 67%が表流水、33%が地下水である。キューバ全体で見た場合、1人当たり1年間に利用できる水資源量は 1,245m<sup>3</sup>/人/年と水ストレスがやや高い状態であり、頻発する干ばつや水資源の不適切な利用により、国全体として水資源の状況は悪化傾向にある（キューバ National Environmental Strategy 2016/2020）。

キューバ国内では地域によって主水源が異なり、ハバナ市から比較的近い距離にある本プロジェクトの対象地域（約 5,400km<sup>2</sup>）では、地下水が生活用水や農業用水として広く使用されている。ハバナ市では生活用水の約 95%が地下水を水源としており、そのほとんどがプロジェクト対象地域からハバナ市へ送水されている。プロジェクト対象地域に含まれるアルテミサ県やマヤベケ県はハバナ首都圏向けの野菜等の生産地で、農業用水の約 80%は地下水が水源となっている。また、地下水利用に加え、プロジェクト対象地域外にあるマタンサス県西部の表流水が、マヤベケ県とアルテミサ県へ灌漑用水として導水されている。このように、地下水と表流水の県や流域を跨いだ広域での融通が、プロジェクト対象地域での水利用の特徴の一つである。

プロジェクト対象地域では近年の人口増はわずかであり（2012～2021年、ハバナ県とアルテミサ県、マヤベケ県の合計人口の増加率は年 0.17%。出典：水資源庁）、近年の農業生産も減少傾向（2017～2021年、キューバ全体の農業生産量は約 3割減少。出典：キューバ統計年鑑 2021）にあるが、地下水への影響が出ている。例えば、プロジェクト対象地域内にあるアリグアナボ川流域では、地下水位が低下傾向にある（2017～2022年のデータ。出典：Aguas de la Habana）。同じく、クエンカスル流域にあるハバナ市向け生活用水井戸の集中地域では、塩水化が起きている。これらの負の影響は、プロジェクト地域全体での適切かつ効率的な水資源利用ができていないためと考えられる。プロジェクト地域全体での水管理のために「Regional Scheme of Water Resources」（広域水資源管理計画）が

作成されているが、1992年以來更新されておらず、その改訂を含め、広域での水資源の融通を適切に実施する必要がある。

一方、キューバ政府は「国家水政策」（2012年）の中で、統合水資源管理を進めるために、水資源管理に関わる職員の能力強化や流域委員会の機能強化等を掲げているが、それらの推進においては課題が多い。

キューバにおける水資源管理の責任主体は水資源庁（National Institute of Hydraulic Resources、以下「INRH」という。）で、水資源分野の政策立案の責任を担う。その政策に基づき、実務の全体管理を行うのが INRH 傘下の組織、企業経営組織-水管理ビジネスグループ（以下「OSDE-GIAT」という。）であり、県レベルでは県水利公社（Water Management Enterprise、以下「EAH」という。）が実務を担当する。

キューバでは、INRH が、毎年、国レベルの水配分計画を策定する。その策定段階では、まず EAH が県レベルの水配分計画を策定し INRH へ提出するが、そのためには EAH による水需要量の把握とモニタリング、シミュレーションに基づく水収支評価が重要となる。

モニタリングについては、技術協力「キューバ国地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」（2013～2017年）により、地下水モニタリング体制構築や地下水モデルの構築等に関して技術移転を行っている。しかしながら、同プロジェクトでは狭い地域を対象としていたため、本プロジェクト対象地域で必要とされる流域単位、さらにはより広域でのモニタリングやシミュレーションモデルの構築、水収支評価についての能力は十分ではない。結果、県レベルの水配分計画も適切な精度となっていない。

流域委員会については地表水法 124 号（2017年）で詳細を規定しており、県レベルの流域委員会では県知事が議長、INRH や農業省（Ministry of Agriculture、以下「MINAG」という。）、科学技術環境省等の関連機関がメンバーとなる。その重要な業務の一つは、サブプログラム 2021-2025（モニタリングや水収支把握、教育・情報提供・市民参加等、13のサブプログラムで構成され、各責任機関が実施）の調整や評価、助言を通じた統合水資源管理の推進である。だがそれらが十分行われていない流域も多く、例えばアリグアナボ流域ではサブプログラムの実施が十分ではなく、流域委員会の機能強化が必要とされている。

上記を踏まえ、現時点で、プロジェクト対象地域における水資源管理の主な課題は以下のように整理できる。

- ・ 流域単位でのモニタリング（地下水及び表流水）や水収支評価の精度が十分でない。その結果、流域単位での地下水位低下や塩水化に対応し、かつ、対象地域全体での適切な水資源利用を進めるための管理計画ができていない
- ・ 流域委員会を中心とした、幅広い関係者（最も水を多く利用する農業セクターも含む）を巻き込み、連携、調整しながら進める水資源管理の仕組みが確立していない。従来からある INRH を中心としたトップダウンの管理の中に、こうした仕組みを融合させていく必要がある

これらの状況に対応するため、キューバ政府は、プロジェクト対象地域におけるモニタリングや水配分計画の改善、流域委員会の強化等を含めた統合水資源管理の推進のための能力強化に関し、我が国に技術協力を要請した。

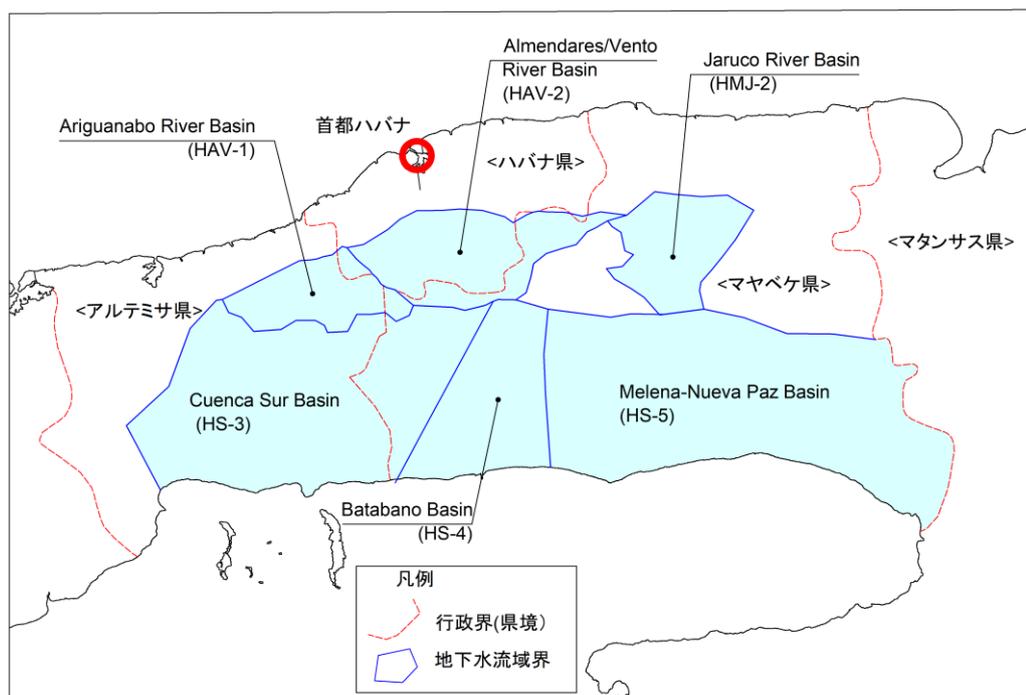
### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

統合水資源管理のための能力強化プロジェクト

#### (2) プロジェクトサイト

アルテミサ県とマヤベケ県、ハバナ県から選定した6つの帯水層区域（下図に示すアリグアナボ（Ariguanabo）River Basin (HAV-1)とアルメンダレス/ベント（Almendrares/Vento）River Basin (HAV-2)、ハルコ（Jaruco）River Basin (HMJ-2)、クエンカスル（Cuenca Sur）Basin (HS-3)、バタバノ（Batabano）Basin (HS-4)、メレナ-ヌエヴァ パズ（Melena-Nueva Paz）Basin (HS-5)）



#### (3) 実施機関

INRH（水資源庁）、OSDE-GIAT（企業経営組織-水管理ビジネスグループ）、MINAG（農業省）

#### (4) 上位目標

本プロジェクトで構築した統合水資源管理に関する体制や機能がキューバ内の他流域で展開される

#### (5) プロジェクト目標

統合水資源管理を推進するための INRH 及び流域委員会の体制と能力が強化される

#### (6) 成果

成果 1：流域委員会の体制と能力が強化される

成果 2：統合水資源管理に資する流域/帯水層でのモニタリングシステム（表流水、地下水、揚水量及び降雨量）が強化され、その関連能力（データ分析、活用等）が強化される

成果 3：Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）が改訂される

成果 4：農業セクターと水セクターの連携が強化される

#### (7) 活動

成果 1：

- 1-1 対象流域委員会の現状と課題を分析し、委員会の体制・能力強化計画を立案する
- 1-2 Basin Coordination Office<sup>1</sup>の機能と能力を強化する
- 1-3 対象流域/帯水層で統合水資源管理を行なうにあたっての阻害要因を分析する
- 1-4 対象流域委員会を通し、サブプログラム 2021-2025 の各サブプログラムの活動計画を立案する
- 1-5 上記の活動計画を各責任主体が実施する（サブプログラム 4 は成果 2、サブプログラム 7 は成果 4 に関連付けて実施）
- 1-6 流域委員会において活動計画の進捗をモニタリング、評価する
- 1-7 流域委員会の運営ガイドラインを策定し、流域委員会の制度・ガバナンスについて提言を行なう
- 1-8 流域委員会の運営を改善し、改善に向けた活動を継続する
- 1-9 流域委員会の運営から得られた教訓を取りまとめ、キューバ国内外に共有する

成果 2：

- 2-1 モニタリング体制と能力について現状を分析する

---

<sup>1</sup>流域委員会の事務局機能を担う組織。第 6 条（5）1）参照。

- 2-2 モニタリング計画（地下水位、表流水等）とその実施システムを改善する
- 2-3 モニタリング計画（揚水量）とその実施システムを改善する
- 2-4 上記計画と実施システムに基づきモニタリングを実施する
- 2-5 SGIA (Water Information Management System) 内のデータを更新し、データを関連ステークホルダーと共有する
- 2-6 水理地質情報の精度向上を支援する
- 2-7 簡易かつ使い勝手に優れた水理解析シミュレーションモデル（地下水、表流水）を構築する
- 2-8 表流水と地下水ポテンシャルにかかる情報を更新し、水利用とのバランスを評価する
- 2-9 上記活動（2-1 から 2-8）を活用して、EAH アルテミサと EAH マヤベケ、EAH ハバナの業務を改善する
- 2-10 流域委員会を通して成果 2 の活動を調整<sup>2</sup>するとともに、成果・教訓を共有する
- 2-11 モニタリング機器開発に資するエンジニアリングの知見を向上する（キューバ側が国内において機器開発をするにあたっての技術的な知見や情報を提供する）

#### 成果 3 :

- 3-1 現在の Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）をレビューする
- 3-2 気候変動の影響を踏まえた複数の開発シナリオを策定する
- 3-3 成果 2 を活用し、将来の水資源リスクを評価する
- 3-4 Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）を改訂する
- 3-5 関連する流域委員会の合同会議を開催し、成果 3 にかかる活動及び達成状況、教訓を共有する

#### 成果 4 :

- 4-1 農業生産性及び営農改善を図るための水利用に関する現状と課題を分析する
- 4-2 パイロット活動計画を策定し、その実施のための MINAG と INRH の協働実施体制を構築する
- 4-3 パイロット活動を実施する
- 4-4 パイロット活動の達成状況をレビューし、活動の内容を改善する

---

<sup>2</sup>モニタリング活動やモニタリングデータ、水理地質情報、シミュレーションモデル構築や水収支の検討等に関し、関係機関の間の連携や共有を促進する。

4-5 流域委員会において、成果 4 にかかる活動を調整<sup>3</sup>するとともに、達成状況と教訓を共有する

4-6 教訓を抽出し、キューバ国内で共有する

(8) プロジェクト期間 (予定)

2023 年 5 月～2028 年 4 月 (計 60 カ月)

#### 第 4 条 業務の目的

本プロジェクトに係る R/D に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成を支援する。

#### 第 5 条 業務の範囲

本業務は、2022 年 12 月 15 日に署名された R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 6 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 7 条 業務の内容」に示す事項を行い、「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第 6 条 実施方針及び留意事項

(1) 業務のフェーズ分け

本業務は、以下の 3 つの契約期間に分けて実施する。

- ・ 第 1 期：2023 年 4 月～2024 年 4 月 プロジェクト計画の精緻化
- ・ 第 2 期：2024 年 5 月～2026 年 4 月 プロジェクト活動の本格実施
- ・ 第 3 期：2026 年 5 月～2028 年 5 月 プロジェクト成果の持続性強化

下記 (2) の通り、本プロジェクトでは第 1 期中にプロジェクト活動の精緻化を行う。第 1 期の精緻化を踏まえて変更契約を行い、それに基づき第 2 期以降の業務を実施する。そのため、第 2 期以降のプロジェクト活動や投入、期間等が本特記仕様書案から変更となる可能性がある。

(2) 2 回目の詳細計画策定調査を踏まえたプロジェクト計画の見直し

本プロジェクトでは、2022 年 9 月に 1 回目の詳細計画策定調査を実施し、2022 年 12 月の R/D 署名をもってキューバ側と PDM 等 について合意している。本特記仕様書案はその R/D に基づくが、第 1 期中に課題分析等を行いプロジェクト計画を精緻化する。それを踏まえて JICA が 2 回目の詳細計画策定調査を行い (2023

---

<sup>3</sup>パイロット活動計画の策定や事前準備、活動の進捗確認、成果の確認、活動の改善検討等において、関係機関の間の連携を促進する。

年 12 月頃予定)、プロジェクト期間や活動、PDM、PO 等を改訂してキューバ側と合意する。

なお、第 1 期ではプロジェクト計画の精緻化だけにとどまらず、PDM、PO 等の改訂を待たなくても進められる活動は随時実施していく。

### (3) グローバル・アジェンダを踏まえたプロジェクト実施

JICA は、開発途上国の課題に取り組む 20 の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を推進しており、その一つが JICA グローバル・アジェンダ No. 19「持続可能な水資源の確保と水供給」である。この中では協力方針「統合水資源管理で地域の水問題を解決する」を掲げ、開発途上国での「地域の水資源管理の責任を負う主体の育成」と「利害関係者の協議体の機能化」を軸に支援を行っている。

キューバで水資源管理の責任を負う主体は、水資源分野の政策立案を担う INRH であり、県レベルでは EAH が水資源管理の実務を担当している。本プロジェクトでは、成果 2 と 3 を中心にそれらの能力強化を支援する。利害関係者の協議体の機能強化については、成果 1 で流域委員会の機能強化を支援するとともに、最も多くの水を利用する農業セクターと INRH の連携強化を成果 4 として支援する。このように、本プロジェクトでは、JICA グローバル・アジェンダとの整合性を十分踏まえて活動を実施する。

また、グローバル・アジェンダでは、上位目標より先に目指すビジョンを相手国と共有し、JICA の協力だけでなく、相手国自身の投入や他の開発パートナーの投入も含めてそのビジョンの達成に取り組むことが一つの特徴である。

本プロジェクトでは、ビジョンとして R/D で以下の内容を合意している。本プロジェクトではこのビジョンを念頭に置き、本プロジェクトの位置付けやビジョン達成に向けて必要なキューバ側の投入、開発パートナーとの連携等を意識して活動を実施する。

Vision in Cuba 10 to 20 Years After the Project : The vision in Cuba 10 to 20 years after the Project is ‘through practicing the Integrated Water Resources Management supported by the institutional systems and functions established in the Project, economy and social welfare, without compromising health and conservation of vital ecosystem, are being improved (on the trajectory toward achieving the vision articulated in Article 1.2, Law No. 124).

### (4) 中心課題の明確化

第 2 条にも記載の通り、プロジェクト対象地域を全体的に見ると水不足は深刻化していないように見受けられるが、アリグアナボ川流域での地下水位やクエンカスル流域での塩水化等、地域的な問題が起きている。また、対象地域における現在の水利用は、地下水利用が中心で揚水には多くのエネルギーを要する。地域全体での水資源の融通においても、地下水が主体であり、特にハバナへの送水には山地を超える必要が

ある等、多くのエネルギーを要している。水利用の適正化や効率化を図ることにより、エネルギー利用の削減につながり気候変動緩和策にも貢献できる可能性がある。

これらも踏まえ、第1期では、キューバ側との協議や関連データの確認、現地視察等を通して本プロジェクトで解決に取り組むべき中心課題を明確にし、その課題解決のためのアプローチを検討する。その際には、上記（3）に示したビジョンと中心課題の位置付けを明確にし、本プロジェクトの成果やその他の条件（キューバ側や他の開発パートナーが取り組む活動や投入等）を含め、ビジョンを達成するための発展シナリオ（Theory of Change）も作成する。

## （5） 各成果の概要

現時点で想定する各成果の概要は以下の通り。これらは、第1期でのプロジェクト計画の精緻化を踏まえ、見直しを行う。

### 1) 成果1

3つの流域委員会（アリグアナボ流域委員会、クエンカ スル流域委員会、マヤベケ流域委員会）に対し能力強化を行う。各流域委員会が管理するプロジェクト対象地域の帯水層は下表の通りである。

アルメンダレス/ベント River Basinにもアルメンダレス/ベント流域委員会があるが、フランス Adour-Garonne Water Agency が支援しているため（（11）参照）、本プロジェクトでは対象としない。

支援対象の流域委員会	流域委員会が管理する帯水層	帯水層が分布する県
アリグアナボ流域委員会	アリグアナボRiver Basin (HAV-1)	ハバナ、アルテミサ、マヤベケ
-	アルメンダレス/ベントRiver Basin (HAV-2)	ハバナ、アルテミサ
マヤベケ流域委員会	ハルコRiver Basin (HMJ-2)	マヤベケ
	バタバノBasin (HS-4)	
	メレナ-ヌエヴァ パズBasin (HS-5)	
クエンカスル流域委員会	クエンカ スルBasin (HS-3)	アルテミサ、マヤベケ

活動開始後、対象流域委員会の現状と課題を分析し、その体制・能力強化計画を立案、実施する（（6）参照）。その重要な活動の一つとして、サブプログラム 2021-2025（第7条 第1期（1）1-4 参照）の実施を通じた流域委員会の機能、運営強化を図る。具体的には、各サブプログラムの責任機関がその実施のためのアクションプランを作成、実施し、流域委員会はその計画を調整して合意し、責任機関による実施の進捗モニタリングと成果の評価を行う。評価結果は上位機関となる国家流域委員会（National Basin Council）へ報告し、そのフィードバックも踏まえて活動改善の提言を行う。成果 2~4 の活動に関

しても、流域委員会で関連機関やセクター間の調整、合意形成、進捗確認を行う。

INRHは、流域委員会の機能と運営強化のために Basin Coordination Office を設置することを決定している。これは流域委員会の事務局機能を担うことが想定されるが、プロジェクト開始後、その詳細を確認し、適切な体制や機能の検討等を通して、その強化支援を行う。

これら上記の活動を踏まえ、流域委員会の運営ガイドラインを作成するとともに、流域委員会の体制・ガバナンスについて提言を行い、普及に向け本プロジェクトでセミナー等を開催する。

## 2) 成果 2

EAHの最も重要な業務の一つが、県における水配分計画の策定である。成果 2 では、水配分計画の精度向上と適切な実施管理のため、モニタリング能力の強化やデータ活用等を支援する。

具体的には、プロジェクト対象地域の 6 つの帯水層において、モニタリング（地下水揚水量を含む）改善とデータベースの充実化、それらを基にした水資源ポテンシャル把握の精度向上等を支援する。水資源ポテンシャルの把握のためには、キューバ側が持続的に利用可能なシミュレーションモデル（地下水と表流水を対象）の構築を支援し、シミュレーション結果とモニタリングデータとの比較により、より精度の高い水配分計画を策定できるよう支援を行う。

成果 2 での技術移転の主な対象は、EAH アルテミサと EAH マヤベケ、EAH ハバナとなる。各 EAH が管理する帯水層は下表の通りである。

支援対象のEAH	EAHが管理する帯水層	帯水層が分布する県
アルテミサEAH*	アリグアナボRiver Basin (HAV-1)	ハバナ、アルテミサ、マヤベケ
ハバナEAH*	アルメンダレス/ベントRiver Basin (HAV-2)	ハバナ、アルテミサ
マヤベケEAH	ハルコRiver Basin (HMJ-2)	マヤベケ
	バタバノBasin (HS-4)	
	メレナ-ヌエヴァ パズBasin (HS-5)	
アルテミサEAH*	クエンカ スルBasin (HS-3)	アルテミサ、マヤベケ

※複数県にまたがる帯水層の場合、より大きい面積を持つ県の EAH が管理の中心的役割を担う

## 3) 成果 3

成果 3 ではプロジェクト対象地域全体での効率的な水資源利用を支援する。

プロジェクト対象地域では、灌漑用水と生活用水が県や流域/帯水層をまたいで送水されており、地域全体で広域的な水資源の導水・利用が行われている。プロジェクト対象地域全体での水資源管理のための Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）は 1992 年に作成されて以来、更新されてい

ない。現在の広域水資源利用方法には、プロジェクト対象地域内の水需要や地下水への影響、揚水・送水効率等を十分考慮していない部分もあると思われる。

そこで成果3では、成果2の成果も活用して対象地域全体での効率的な水の利用における課題を分析し、効率的な水利用方策を検討する。その分析と検討、対象地域全体の開発シナリオ（気候変動等の影響も考慮）を踏まえ、Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）の更新を支援する。Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）は、本プロジェクトで対象とする6つの各帯水層（必要に応じて帯水層を含む河川流域単位も検討する）の管理計画も含むものとする。

成果3の活動はINRHが中心となりEAH等の関連機関と連携して実施する。Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）の更新計画の立案に当たっては、各流域委員会やプロジェクト対象地域にある流域委員会の合同会議を開催し、情報共有や意見交換を行い、合意形成を図ったうえで計画を決定する。

#### 4) 成果4

プロジェクト対象地域において最も多くの水を利用するのが農業セクターであり、その適切な水利用のためには、水資源を管理するINRHと農業セクターの連携が必要不可欠である。そこで成果4では、水利用の効率化と共に収穫量増加や健全な営農を推進するためのパイロット活動を実施し、INRH/関連機関とMINAG/関連機関のさらなる連携強化を支援する。パイロット活動の計画や実施では、流域委員会を活用して調整・情報共有し、合意形成を行う。

パイロット活動はアルテミサ県とマヤベケ県、各1件を想定する。具体的な内容、規模等は、現地の問題分析を踏まえ第1期中に検討するが、留意点や現時点で想定する内容は以下の通り<sup>4</sup>。

- ・ 水利用の効率化と共に、収穫量の増加や健全な営農の推進等、農家にとって経済的効果が出ることを目指す。
- ・ 水利用の効率化が、地下水揚水に使うエネルギー利用の最適化につながることも十分考慮する
- ・ パイロット活動の一案としては、MINAGが適切な灌水量についての知識や灌水技術、INRHが水利用量の測定・管理方法を農家へ普及することで、収量を向上させつつ水利用量を適正化する営農モデルの構築が考えられる
- ・ 中央レベルと県レベルそれぞれにおいて、INRH/関連機関とMINAG/関連機関の連携に必要な体制を整備する
- ・ 農業セクターの政府組織としては、MINAG以外にも砂糖企業グループや農業工学研究所、サトウキビ研究所等がある。農業生産主体に関しては、個人農場からサービス協同組合農場（CCS）、農業生産農場（CPA）、国営農

<sup>4</sup>これらを踏まえ、プロポーザルでは現時点で考えられるパイロット活動案を具体的に提案する（目的や活動内容、実施体制、成果、必要な資機材等）（別紙1参照）。

場等、複数存在する。パイロット活動の主旨に合うよう、適切な組織と連携する

- ・ キューバでは各作物を耕作する際の水利用量原単位が規定されている。MINAG と INRH はその更新に強い関心を示している。パイロット活動から得られるデータを水利用量原単位の更新に活用することも想定する

## (6) 流域委員会の体制、機能強化アプローチ

流域委員会は関係機関の連携、調整を図り、合意形成に基づいて統合水資源管理を推進する重要な組織である。流域委員会が抱える課題については、第1期で詳細な分析を行う。

アリグアナボ流域委員会が管理するアリグアナボ River Basin は、ハバナ県とアルテミサ県、マヤベケ県にまたがる。クエンカ スル流域委員会が関するクエンカ スル Basin は、アルテミサ県とマヤベケ県にまたがる。このように、複数の県にまたがる流域を管理する流域委員会の機能強化では、セクター間の調整だけでなく、県間の調整や情報共有、責任分担等に十分留意する必要がある。

流域委員会の体制や機能強化を考える際は、流域委員会の権限や意思決定の方法、参加者や管理対象となる地域の範囲、情報共有・公開方法等の観点に留意し、キューバの政治と社会、文化等を踏まえて、適切な強化アプローチを検討する。特にアルテミサ県とマヤベケ県では地方分権化の試行が行われており、その方針と整合性を図り、流域委員会の体制と機能強化支援を行う<sup>5</sup>。

また、上記(4)も踏まえて流域委員会が取り組むべき課題を明確にし、流域委員会がその改善に貢献しているか評価するための指標が必要である。これは、流域委員会の組織としての能力のベースラインや機能強化の進展を確認する指標となるが((10)参照)、第1期中に具体的な検討を行う。

## (7) モニタリング機器関連

モニタリング機器については、第1期中に現在のモニタリング体制についての問題を詳細に把握し、機器の調達が必要かどうか判断する。本プロジェクトで調達することとなった場合は、成果2の達成に必要な最低限の内容にしつつ、キューバでのスペアパーツの調達可能性も踏まえ、キューバ側で持続的に管理できるかどうか慎重に検討する。

キューバ側から、井戸掘削リグのスペアパーツの調達について要望が出ている。これについては、現在のモニタリング体制についての課題分析を踏まえ、まず、プロジェクト対象地域で新たな観測井が必要かどうか判断を行う。掘削が必要と判断した場合、掘削自体はキューバ側が実施することになるが、そのために必要

---

<sup>5</sup>流域委員会を持つべき体制や機能についてはプロジェクト開始後、詳細に検討を行うが、対象地域の水資源管理の現状を踏まえ、現時点で流域委員会がどのような権限・機能を持つことが望ましいと考えられるか、プロポーザルで具体的に提案する(別紙1参照)。

なスペアパーツの調達を検討する。検討においては、キューバへの輸入制限についても十分考慮する必要がある。

モニタリング機器の輸入が困難なキューバでは、モニタリング機器の国産化の検討を始めている。そこで、あくまでキューバ側が自身で製品開発をすることを前提に、その過程で出てきた課題等に対して、日本の事例や公開情報を基にした情報提供等の支援を行う。また、本邦研修の際には、モニタリング機器メーカーの視察等も行う。

#### (8) 農業セクターの位置付けと多様な関係機関の調整

本プロジェクトでは、最も多くの水を利用する農業セクターと水資源を管理する INRH/関連機関との連携強化を最も重要な活動の一つとしている。そのため、農業セクターを管轄する MINAG も実施機関の一つとして明確に位置付けている。

本プロジェクトの実施に関連する機関は多い。水資源管理関連では、ハバナ水利調査・プロジェクト公社やマタンサ県水利調査・プロジェクト公社、上下水公社、井戸掘削・建設公社、ハバナ工業大学等が挙げられる。同様に、農業関連では、砂糖企業グループ、農業工学研究所、サトウキビ研究所等がある。その他、環境に係る機関もある。

プロジェクト対象地域における水資源管理では、これらの多様な関連機関の連携が重要であり、第1期中に各機関の業務、責任等を詳細に確認する。その上で、本プロジェクトにおける能力強化の主な対象を明確にしつつ、プロジェクト活動を進めるために必要な関連機関との連携方法とプロジェクト実施体制を C/P と共に検討する。

#### (9) 上水セクターの位置付け

上水サービスは INRH が管轄し、INRH 傘下の上下水公社や Aguas de le Habana (ハバナ市の給水サービスを行う官民合弁会社) 等が実務を行っている。ハバナ市の無収水率は約 72%と推定され、INRH は大量の漏水が水資源管理における深刻な問題であることを認識している。しかし、その改善には多くの投資や水道事業体の経営改善等が必要であり、本プロジェクトでの支援には限界がある。そのため、本プロジェクトでは上水セクターへの直接的な支援は行わないこととするが、プロジェクト期間全体を通して上下水公社や Aguas de le Habana へのプロジェクト活動の情報共有や必要なデータの提供依頼等を通して連携するとともに、水資源管理の観点からの提言や特に Regional Scheme of Water Resources (広域水資源管理計画) 及び各帯水層での管理計画の策定の際には十分な協議を行う。

#### (10) キャパシティ・ディベロップメント

第1期に C/P と共にキャパシティ・ディベロップメント計画を策定する。キャパシティ・ディベロップメント計画では、能力強化の対象とする個人と組織、制

度の3層を視野に入れ、現状に対して本プロジェクト終了時までどこまでのキャパシティ向上を目指すか、具体的なイメージを明らかにする。

第1期に、ベースライン調査を実施してキャパシティのベースラインを把握し、第2期と第3期の終わりにキャパシティの向上を把握するためキャパシティ・アセスメントを実施する<sup>6</sup>。

#### (11) 他の開発パートナーとの連携

フランス Adour-Garonne Water Agency が、アルメンダレス/ベント流域委員会のガバナンス強化とハバナ県 EAH に対するモニタリング強化、統合水資源管理計画の策定について支援を行っている。プロジェクト期間は2022年までだが、延長する見込みである。キューバ東部にある Cauto 川流域では、ベトナムが流域委員会の強化や塩水化対策の支援を行っている模様だが、その詳細は不明である。また、INRH は Global Water Partnership (GWP) への参加手続きを進めており、その連携を強める意向である。

本プロジェクト開始後、これらの開発パートナーとの協力の詳細を把握し、相乗効果を狙った活動を計画、実施する。開発パートナーの活動の内容、事業規模、本プロジェクトとの相乗効果等については、業務進捗報告書等を通じて JICA にも報告を行う。

#### (12) 先行案件の成果及び教訓の活用

先行案件として、「キューバ国気候変動対策のための地下水開発・管理能力向上プロジェクト」(2008~2012年)と「キューバ国地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」(2013~2017年)を実施している。これらのプロジェクトの成果や課題を十分踏まえ、活動を実施する。

特に「キューバ国地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」では地下水シミュレーションモデルを構築したが、内容が高度であったことやソフトライセンス期間の更新が困難であったこと等から、活用が限定的であった。地下水シミュレーションモデルに関しては、技術面でキューバ側の水準に合っており、また持続的に活用できるものを構築する必要がある。そこで、本プロジェクトでは、ハバナ工業大学が開発し、INRH 傘下のハバナ水利調査・プロジェクト公社が所有している地下水解析プログラムを使いモデルを構築する計画である。

また、同プロジェクトで設置した自記水位計機器は、故障や盗難により機能していない。本プロジェクトでモニタリング機器を設置する場合は、キューバ側の管理能力を十分考慮する必要がある。

---

<sup>6</sup>プロポーザルでは、キャパシティ・ディベロップメント計画について現時点でどのような内容が考えられるか(対象や各対象で必要とされる主なキャパシティ、それぞれのキャパシティ発展計画等)、具体的に提案する(別紙1参照)。

### (13) 本邦研修と第三国研修（キューバ及び日本以外での研修）の実施、課題別研修との連携

現時点で、計3回の実施を計画している。第2期前半に1回目（日本）、第2期の終わりに2回目（中南米）、第3期前半に3回目（日本）を想定する（日本は計10日間、参加者3名、中南米は計7日間、参加者5名を想定）。これらについては第1期のプロジェクト計画の精緻化を踏まえて再検討する<sup>7</sup>。

また、JICAは統合水資源管理に関する課題別研修<sup>8</sup>を毎年実施している。そこへのC/Pの派遣等も含め、同課題別研修の活用、連携を踏まえてプロジェクト活動を実施する。

### (14) ジェンダー主流化

キューバ側プロジェクトチームの女性メンバーを増やす等の取り組みをR/Dで合意している。この点を含め、活動の実施においてはジェンダー主流化の観点に留意する。

### (15) 気候変動主流化

本プロジェクトにより水資源管理の体制や能力を強化することで、気候変動の影響に対して強靱な組織制度を構築でき、より順応した対応が可能になることが期待される。また、成果4でのパイロット活動では、水利用の効率化が井戸ポンプ稼働等のエネルギー削減につながり、緩和策になることも期待される。これらの点を含め、気候変動主流化の観点を取り込みながら活動を実施する。

### (16) 「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家と連携した業務実施

JICAは、本契約とは別に「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家を直営で派遣する。第1期2.00人月（2回渡航）、第2期2.40人月（3回渡航）第2期3.30人月（4回渡航）程度の派遣を想定している。その業務内容は別紙3の通り。コンサルタントは、同専門家と協調・連携して業務を実施する。

プロジェクト活動に必要な通訳や現地傭人、車両（JICAが調達）、執務室等は、コンサルタントと「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家で共有する。業務進捗報告書や業務完了報告書、モニタリング・シート等、プロジェクトで作成する報告書や成果品等は、コンサルタントが作成することを前提とするが、「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家も適時、作成に協力する。

## 第7条 業務の内容

<sup>7</sup>3回の研修についてそれぞれどのような内容が考えられるか（目的、研修内容、協力機関、視察先等）、プロポーザルで提案する（別紙1参照）。

<sup>8</sup>課題ごとにJICAが研修内容を企画、計画し、複数の開発途上国から研修員が参加する研修。

【第1期：プロジェクト計画の精緻化（2023年4月～2024年4月）】

現地における課題分析を踏まえ、プロジェクト計画の精緻化を行う。それらを基にJICAが2回目の詳細計画策定調査を実施し、プロジェクト期間や活動、PDM、PO等を改訂し、キューバ側と合意する。なお、第1期では計画の精緻化だけでなく、PDM、PO等の改訂を待たなくても進められる活動は随時実施する。

(1) 成果1に係る活動

- 1-1 対象流域委員会の現状と課題を分析し、委員会の体制・能力強化計画を立案する。
- 1-2 INRHは流域委員会の機能、運営強化のため、Basin Coordination Officeの設置を決定している。Basin Coordination Officeに関する規定や設立、運営状況等を把握し、機能と能力強化計画を策定する。
- 1-3 対象流域/帯水層で統合水資源管理を行なうにあたっての阻害要因を分析する。  
上記を踏まえ、第1期中に進められる活動を開始する。
- 1-4 各流域委員会を通して、サブプログラム 2021-2025 の各サブプログラムの活動計画立案を開始する。

サブプログラム 2021-2025 の下には、以下の表に示す計13のサブプログラムがあるが、サブプログラム4は成果2、サブプログラム7は成果4と関連させて本プロジェクトで実施することとし、それらの活動計画の策定も本プロジェクトで支援する。その他のサブプログラムについては、水資源に関連するものを中心に流域委員会を通して活動計画の作成促進を行う。

サブプログラム	名称	責任機関
1	流域ごとの土地利用計画の作成	Institute of Physical Planning
2	天然資源保全のための支出	統計情報局
3	水文サイクル及び水質観測網の近代化	INRH
4	流域ごとの水収支の計算	INRH
5	水質及び汚染源の統合流域管理	INRH、科学技術環境省
6	森林地域の拡大	MINAG
7	土壌の保全、保護、改善	MINAG
8	衛生・慢性的疾病状況の改善のための学際的、分野横断的、コミュニティによる持続的な行動	Ministry of Public Health
9	生物多様性、保護地区、生態系保全	科学技術環境省
10	科学的かつ先進技術を用いた流域管理	科学技術環境省
11	鉱物資源の持続的な利用	Ministry of Energy and Mining
12	天然資源、環境、火事の監視協力	Ministry of

		Interior-CGB
13	教育、啓発、コミュニティ参加による統合水資源管理促進	流域委員会議長

## (2) 成果2に係る活動

- 2-1 EAH アルテミサと EAH マヤベケ、EAH ハバナを対象に、プロジェクト対象地域でのモニタリング体制と能力について現状を分析する。
- 2-2 モニタリング計画（地下水位、表流水等）とその実施システムの改善案を作成する。
- 2-3 モニタリング計画（揚水量）とその実施システムの改善案を作成する。  
上記を踏まえ、第1期中に進められる活動を開始する。
- 2-6 既存データの分析や関連機関との協力を通し、水理地質情報の精度向上支援を開始する。
- 2-7 キューバ側が持続的に活用でき、使いやすいシミュレーションモデル（地下水と表流水）の構築支援を開始する。地下水モデルの構築に関しては、ハバナ工業大学やハバナ水利調査・プロジェクト公社と協力する。表流水モデルに関しては、一般的に公開されている基本的なモデルの活用を想定する。

## (3) 成果3に係る活動

- 3-1 現在の Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）は1992年に作成されており、その内容のレビューを行う。
- 3-2 3-1 や成果2、対象地域全体での水の融通と利用における課題分析を通し、水の融通に関する改善方策の検討を開始する。合わせて、気候変動の影響を踏まえたプロジェクト対象地域での複数の開発シナリオの検討を開始する。

## (4) 成果4に係る活動

- 4-1 プロジェクト対象地域での、農業セクターの水利用や生産、営農等に関する現状と課題を分析する。
- 4-2 パイロット活動計画の検討を開始する。

## (5) 中心課題の明確化

本プロジェクトで解決に取り組むべき中心課題を明確にし、その課題解決のためのアプローチを検討する。本プロジェクトの成果やその他の条件を含め、ビジョンを達成するための発展シナリオ（Theory of Change）を作成する。

(6) キャパシティ・ディベロップメント計画の策定とベースライン調査の実施

C/P と協働してキャパシティ・ディベロップメント計画を策定すると共に、ベースライン調査を実施する。

(7) プロジェクト計画の精緻化と第2回詳細計画策定調査への協力

上記の活動を踏まえてプロジェクト計画の見直しと精緻化を行う。その過程では、JICA と十分な協議を行う。

JICA が2回目の詳細計画策定調査を実施し、プロジェクト期間や活動、PDM、PO等を改訂し、キューバ側と合意する。本調査への協力を行う。

(8) 業務進捗報告書の作成

第1期の活動状況を業務進捗報告書(1)として取り纏める。

【第2期：プロジェクト活動の本格実施(2024年5月～2026年4月)】

第1期で改訂したPDM、PO等に基づき、活動を本格的に実施する。

(1) 成果1に係る活動

1-4 各流域委員会を通して、サブプログラム2021-2025の各サブプログラムの活動計画を最終化する。

1-5 上記の活動計画を各責任主体が実施する。サブプログラム4は成果2、サブプログラム7は成果4に関連させ、本プロジェクトで実施を支援する。その他のサブプログラムに関しても、水資源に関連する活動については本プロジェクトからの支援も検討する。

1-6 流域委員会において活動を調整し、進捗をモニタリング、評価する。

(2) 成果2に係る活動

2-4 2-1～2-3に基づき、モニタリングを実施する。

2-5 INRHはSGIA(Water Information Management System)と呼ばれる統合水管理データベースを構築し、データの管理を行っている。その中には、全国の観測井や揚水を行っている井戸(全国59,881本の井戸データ)、水質等のデータが統合されている。モニタリングで得られたデータを基にSGIA内のデータを更新し、関連ステークホルダーとの共有を推進する。

2-6 既存データの分析や関連機関との協力を通じ、水理地質情報の精度向上を支援する。

- 2-7 キューバ側が持続的に活用でき、使いやすいシミュレーションモデル（地下水と表流水）の構築を支援する。シミュレーションモデル（地下水と表流水）については、その操作マニュアルも作成する。
- 2-8 上記を踏まえ、表流水と地下水ポテンシャルにかかる情報を更新し、水利用とのバランスを評価する。
- 2-9 上記活動を通して EAH アルテミサと EAH マヤベケ、EAH ハバナの業務を改善すると共に、水配分計画の精度向上を支援する。
- 2-10 流域委員会を通して成果 2 の活動の調整を行う。
- 2-11 モニタリング機器開発に資するエンジニアリングの知見向上を支援するため、キューバ国内において機器開発の過程で出てきた課題等に対して、日本の事例や公開情報を基に情報の提供等を行う。

### （3）成果 3 に係る活動

- 3-2 3-1 や成果 2、対象地域全体での水の融通と利用における課題分析を通し、水の融通に関する改善方策を検討する。合わせて、気候変動の影響を踏まえたプロジェクト対象地域での複数の開発シナリオを策定する。
- 3-3 成果 2 を活用し、3-2 を踏まえてプロジェクト対象地域での将来の水資源リスク（地下水と表流水）を評価する。
- 3-4 上記を踏まえ、地下水と表流水を含めた Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）の改訂を開始する（帯水層単位の管理計画の作成を含む）。
- 3-5 上記の活動に関連した情報共有や意見交換のため、各流域委員会やプロジェクト対象地域にある流域委員会の合同会議を開催する。

### （4）成果 4 に係る活動

- 4-2 4-1 を踏まえてパイロット活動計画を策定し、その実施のための MINAG と INRH の協働実施体制を構築する。
- 4-3 パイロット計画に基づき、パイロット活動を実施する。
- 4-4 パイロット活動の達成状況をレビューする。
- 4-5 流域委員会において、成果 4 にかかる活動を調整するとともに、達成状況と教訓を共有する。

### （5）キャパシティ・アセスメントの実施

第 2 期の終わりにキャパシティ・アセスメントを実施し、キャパシティの向上レベルを確認する。キャパシティ・ディベロップメント計画を見直す。

## (6) 中間セミナーの開催

第2期までのプロジェクトの成果をキューバ国内へ共有するため、セミナーを開催する。セミナーの形態はプロジェクト開始後検討するが、プロジェクト対象地域にある流域委員会の合同会議としての開催も検討する。

## (7) 業務進捗報告書の作成

第2期の活動状況を業務進捗報告書(2)として取り纏める。

### 【第3期：プロジェクト成果の持続性強化(2026年5月～2028年5月)】

プロジェクト終了後の持続性と普及を見据えた活動を行う。具体的には、第2期までの成果を踏まえて各活動の見直しと改善を行うと共に、ガイドライン等の作成、成果や経験の国内外への共有を行う。

#### (1) 成果1に係る活動

第2期の成果を踏まえてサブプログラムの活動計画を見直し、それに基づき活動を実施する。

1-6 流域委員会において活動を調整し、進捗をモニタリング、評価する。

1-7 プロジェクト活動の成果、教訓等を踏まえ、流域委員会の運営ガイドラインを策定すると共に流域委員会の制度・ガバナンスについて提言を行なう。

1-8 1-7を踏まえ、流域委員会の運営を改善し、改善に向けた活動を継続する。

1-9 流域委員会の運営から得られた教訓を取りまとめ、キューバ国内外に共有する。

#### (2) 成果2に係る活動

モニタリングの継続やSGIA内のデータの更新を行うと共に、シミュレーションモデルや水収支評価の改善を行う。それらを踏まえ、毎年作成する水配分計画の精度向上を継続する。

2-10 流域委員会を通して成果2の活動を調整するとともに、成果・教訓を共有する。

2-11 モニタリング機器開発に資するエンジニアリングの知見向上を支援するため、キューバ国内において機器開発の過程で出てきた課題等に対して、日本の事例や公開情報を基に情報の提供等を行う。

(3) 成果3に係る活動

- 3-4 Regional Scheme of Water Resources (広域水資源管理計画) を更新する(帯水層単位の管理計画の作成を含む)。
- 3-5 成果3に関連した情報共有や意見交換のため、各流域委員会やプロジェクト対象地域にある流域委員会の合同会議を開催すると共に、成果3の成果や教訓を共有する。

(4) 成果4に係る活動

- 4-4 第2期の成果のレビューに基づきパイロット計画を改善し、実施する。
- 4-5 流域委員会において、成果4にかかる活動を調整するとともに、達成状況と教訓を共有する。
- 4-6 パイロット活動に関する教訓を抽出し、キューバ国内で共有する。

(5) キャパシティ・アセスメントの実施と成果の取りまとめ

第3期の終わりにキャパシティ・アセスメントを実施し、キャパシティ向上の達成度合いを確認する。「キャパシティ・ディベロップメント報告書」として、キャパシティ・ディベロップメントの成果、課題等を取りまとめる。

(6) 最終セミナーの開催

プロジェクトの成果をキューバ国内へ共有するため、セミナーを開催する。セミナーの形態はプロジェクト開始後検討するが、プロジェクト対象地域にある流域委員会の合同会議としての開催も検討する。

(7) 業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況をプロジェクト業務完了報告書として取り纏める。

**【全契約期間を通じての業務】**

(1) ワーク・プランの作成及び合意

各期の開始時にワーク・プランを作成し、関係機関と協議し合意する。

(2) 合同モニタリング・合同調整委員会(JCC)の実施

実施機関と共同で、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを実施し、モニタリング・シートにまとめた上でJICAキューバ事務所に提出する。モニタリング・シートには企画競争説明書配布資料である「リスク管理・チェックリスト」(和文)も更新して添付する。

モニタリング・シートは、プロジェクト開始時点と比べた成果の発現状況、プロジェクト目標や上位目標達成に向けた見込みを活動結果に基づいて分かりやすく表現するとともに、プロジェクトの実施体制、運営上の工夫や教訓も含めて報告する。

JCC を半年に一度開催し、上記モニタリング結果の確認を行うと同時に、今後の活動計画や予算確保状況の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。

### (3) モニタリング調査、終了時評価

JICA は、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、モニタリング調査団を複数回派遣することを予定している。また、プロジェクト終了6か月前頃には終了時評価を実施予定である。同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、現地調査において必要な便宜を供与する。

### (4) 広報

#### 1) 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をキューバ国内に広く周知するため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICA キューバ事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向けの説明などを行う。また、本プロジェクトの実施機関に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

#### 2) 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

キューバ水セクターに関係する他援助機関や NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を行うために、適切な媒体、方法を通じて情報発信を行う。

#### 3) 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布、JICA 等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、JICA との合意の下で実行する。

特にプロジェクトホームページを活用し、プロジェクトの活動に係る記事を定期的に寄稿し、国内広報に役立てる。寄稿に際して難解な専門用語は避け、平易な表現にするなど工夫をし、一般国民が読んでも分かるように留意する。プロジェクトホームページへの記事の寄稿は、少なくとも毎年複数回の頻度で行う。

#### 4) JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布

JICA プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「第8条 報告書等」参照。

#### 5) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、各期の業務進捗報告書、業務完了報告書に添付する（各期45枚程度を想定）。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権はJICAに帰属するものとする。

### 第8条 報告書等

#### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各期の契約の最終成果品は各期の終了時に提出する業務進捗報告書、業務完了報告書とし、報告書の提出期限は各契約の履行期間の末日とする。これらの最終成果品には、それぞれの期間に作成した技術協力等成果品を添付するものとする。

	報告書等	提出時期	部数
第1期	業務進捗報告書（第1期） ※写真集合む	第1期契約終了時	和文：2部 英文：1部 西文：1部 CD-R：3枚（和文・英文・西文データ格納）
第2期	業務進捗報告書（第2期） ※写真集合む	第2期契約終了時	和文：2部 英文：1部 西文：1部 CD-R：3枚（和文・英文・西文データ格納）
第3期	業務完了報告書 ※写真集合む	第3期契約終了時	和文：3部 英文：3部 西文：5部 CD-R：3枚（和文・英文・西文データ格納）
各期 共通	業務計画書（各期） （共通仕様書の規定に基づく）	各期、契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（各期）	各期、業務開始から3ヵ月以内	英文・西文：データ
	モニタリング・シート（各期）	各期、業務開始後、6ヵ月毎	英文・西文：データ

JICAプロジェクトブリーフノート（各期）及びパワーポイント資料	各期、契約終了時 * ドラフトを1か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの	レポート（PDF及びワードファイル）及びパワーポイントデータ（英文・和文）
----------------------------------	---	---------------------------------------

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

#### 1) 業務計画書

##### ① 業務の実施方針

- (ア) 業務実施の基本方針
- (イ) 業務実施の方法
- (ウ) 業務フローチャート
- (エ) 作業工程計画
- (オ) 要員計画
- (カ) その他（機材輸入、輸送計画、その他必要事項）

##### ② コンサルタントの業務実施体制

##### ③ 全体見積金額と当該年度契約金額

#### 2) ワーク・プラン

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

#### 3) モニタリング・シート

モニタリング・シートは、JICA指定の様式に基づき作成すること。

#### 4) 業務進捗報告書／事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度（合同モニタリング評価結果の概要、6項目評価に基づくレビュー等）
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（進捗報告書のみ）
- ⑦ 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
  - (ア) PDM（最新版、変遷経緯）

- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) 詳細活動計画
- (エ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- (カ) 合同調整委員会議事録等
- (キ) その他活動実績

注) ④、⑤は事業完了報告書のみに記載

## (2) 技術協力作成資料

以下の技術協力作成資料を、各期の業務進捗報告書及び事業完了報告書に添付する。

- ・ シミュレーションモデル（地下水と表流水）及びその操作マニュアル（第2期作成）
- ・ 流域委員会の運営ガイドライン（第3期作成）
- ・ 更新版 Regional Scheme of Water Resources（広域水資源管理計画）（帯水層単位の管理計画を含む）（第3期作成）
- ・ キャパシティ・ディベロップメント報告書（第3期作成）

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ・ 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ・ 活動に関する写真
- ・ Work Breakdown Structure (WBS)
- ・ 業務フローチャート

## (4) JICAプロジェクトブリーフノート

コンサルタントは、本業務に関する活動を対象としてJICAプロジェクトブリーフノートを各期終了時にそれぞれ作成する。JICAプロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

具体的には、契約締結後、別途JICAが提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

### 1) JICA プロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

- ・ プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。
- ・ 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- ・ プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- ・ 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- ・ カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
- ・ 日本語、英語で作成する。
- ・ 分量：和文・英文共に A4 版 8～10 ページ程度を目安とする。

#### (5) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集リストを添付の上、JICAに提出する。

#### (6) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える提案については、別提案・別見積もりとしてください。)代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での 該当条項
1	成果4におけるパイロット活動案(目的や活動内容、実施体制、成果、必要な資機材等)	第6条 (5) 4)
2	対象地域の水資源管理を踏まえ、流域委員会が持つことが望ましいと考えられる権限・機能	第6条 (6)
3	キャパシティ・ディベロップメント計画(対象や各対象で必要とされるキャパシティの詳細、それぞれのキャパシティ発展計画等)	第6条 (10)
4	本邦研修(2回)と第三国研修(1回)の内容(目的、研修内容、協力機関、視察先等)	第6条 (13)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：統合水資源管理や水ガバナンス、水資源管理に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／統合水資源管理／水ガバナンス
- 地下水管理／表流水管理
- 営農／灌漑

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 39.45 人月（本邦招へいに係る定額計上分含む）

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／統合水資源管理／水ガバナンス）】

- ① 類似業務経験の分野：統合水資源管理における制度や組織強化に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：地下水管理／表流水管理】

- ① 類似業務経験の分野：地下水や表流水管理計画に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：営農／灌漑】

- ① 類似業務経験の分野：農業分野における水資源管理や農業水利に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

（詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)）

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

本業務は、以下の3つの契約期間に分けて実施する。

- ・ 第1期：2023年4月～2024年4月 プロジェクト計画の精緻化
- ・ 第2期：2024年5月～2026年4月 プロジェクト活動の本格実施
- ・ 第3期：2026年5月～2028年5月 プロジェクト成果の持続性強化

第1期中にプロジェクト活動の精緻化を行う。第1期の精緻化を踏まえて変更契約を行い、それに基づき第2期以降の業務を実施する。そのため、第2期以降のプロジェクト活動や投入、期間等が本特記仕様書案から変更となる可能性がある。

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約80.15人月（現地：76.25人月、国内3.90人月）

現地人月には第三国研修実施時の業務人月0.46を含む。

国内人月には本邦研修の受入期間の業務人月1.80を含む。

\* JICAが専門家を派遣する「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家分7.70人月は含まれない。

## 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／統合水資源管理／水ガバナンス（1号）
- ② 地下水管理／表流水管理（3号）
- ③ 営農／灌漑（3号）
- ④ 制度／組織／ステークホルダー連携 2
- ⑤ 社会／経済
- ⑥ 水文モニタリング／水文モデル 1
- ⑦ 水文モニタリング／水文モデル 2
- ⑧ 水理／地質
- ⑨ 環境管理
- ⑩ 機材（モニタリング・地下水開発）
- ⑪ GIS／データベース

## 3) 渡航回数を目途 全57回

JICAが専門家を派遣する「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家分は含まれない。なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

成果4パイロット活動の一部を再委託（機資材の設置等）とする可能性もあるが、詳細は第1期中に検討することとし、見積では定額計上とする。

## (4) 配付資料／公開資料等

### 1) 配付資料

- 本件 R/D
- 「キューバ国統合水資源管理のための能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

### 2) 公開資料

- 「キューバ国地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書、事業事前評価表、中間レビュー報告書、終了時評価報告書、業務完了報告書、事後評価評価結果票」  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1200301/index.html>
- 「キューバ国気候変動対策のための地下水開発・管理能力向上プロジェクト 事前評価調査報告書、中間レビュー報告書、終了時評価報告書、事業完了報告書、事後評価評価結果票」  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0702174/index.html>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

**【上限額】 360,062,000円（税抜）**

なお、定額計上分 28,308,000（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	本邦研修にかかる直接経費	第2章 第6条 (13)	1,600,000円	直接経費 2回実施分	国内業務費	
2	本邦研修にかかる報酬	第2章 第6条 (13)	6,058,000円	1.80人月 2回実施分	報酬	
3	第3国研修	第2章 第6条 (13)	5,000,000円		一般業務費	セミナー等実施関連費
4	成果2 モニタリング機器、リグスペアパーツ（概算額）	第2章 第6条 (7)	11,750,000円	モニタリング機器、リグスペアパーツ	機材費	機材購入費

5	成果4 パイロット活動(概算額)	第2章 第6条(5) 4) 及び第3章 2.(3)	3,000,000円	機材、労務費等	再委託	
6	資料等翻訳費	-	800,000円	資料等翻訳費(英-西)	一般業務費	
7	執務室家具費用	-	100,000円	家具調達費用	一般業務費	
小計			28,308,000円			

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

日本⇄パリ⇄ハバナ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

2) 現在のキューバは、「CUP」を用います。

(9) その他留意事項

車両2台はJICAが調達しますが、プロジェクト初年12カ月分のみ必要と見込む車輛備上数量をお見積り下さい(本見積り)。

別紙2: プロポーザル評価配点表

別紙3: 「制度/組織/ステークホルダー連携1」専門家の業務内容

別添: プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(26)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／統合水資源管理／水ガバナンス	<b>(26)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	<b>(-)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：地下水／表流水管理</b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：営農／灌漑</b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## 「制度／組織／ステークホルダー連携1」専門家の業務内容（案）

成果1の業務は、JICAが直営で派遣する専門家「制度／組織／ステークホルダー連携1」と、コンサルタント団員「制度／組織／ステークホルダー連携2」が連携して担当する。

第1期の課題分析や体制・能力強化計画の立案は制度／組織／ステークホルダー連携1が主に担当し、それに基づいた第2期以降の流域管理委員会の活動支援は、制度／組織／ステークホルダー連携2が主に担当する。また、第3期における制度・ガバナンスについての提言や教訓取り纏めは、制度／組織／ステークホルダー連携1が主に担当することを想定する。

現時点で想定する主な業務分担は以下の表の通り。

	活動	制度／組織／ステークホルダー連携1	制度／組織／ステークホルダー連携2
第1期	1-1	対象流域委員会の現状と課題を分析し、委員会の体制・能力強化計画を立案する	主
	1-2	INRHは流域委員会の機能、運営強化のため、Basin Coordination Officeの設置を決定している。Basin Coordination Officeに関する規定や設立、運営状況等を把握し、機能と能力強化計画を策定する。	主
	1-3	対象流域/帯水層で統合水資源管理を行なうにあたっての阻害要因を分析する。	主
	1-4	各流域委員会を通して、サブプログラム2021-2025の各サブプログラムの活動計画立案を開始する。	副
		成果1に関するキャパシティ・ディベロップメント計画の策定とベースライン調査の実施	副
第2期	1-4	各流域委員会を通して、サブプログラム2021-2025の各サブプログラムの活動計画を最終化する。	副
	1-5	上記の活動計画を各責任主体が実施する。サブプログラム4は成果2、サブプログラム7は成果4に関連させ、本プロジェクトで実施を支援する。その他のサブプログラムに関しても、水資源に関連する活動については本プロジェクトからの支援も検討する。	副
	1-6	流域委員会において活動を調整し、	副

		進捗をモニタリング、評価する。			
		成果1に関するキャパシティ・アセスメントの実施	副		主
第3期	1-6	流域委員会において活動を調整し、進捗をモニタリング、評価する。	副	想定約 3.30人 月	主
	1-7	プロジェクト活動の成果、教訓等を踏まえ、流域委員会の運営ガイドラインを策定すると共に流域委員会の制度・ガバナンスについて提言を行なう。	主（制度・ガバナンスへの提言）		副（運営ガイドライン策定は主担当）
	1-8	1-7を踏まえ、流域委員会の運営を改善し、改善に向けた活動を継続する。	副		主
	1-9	流域委員会の運営から得られた教訓を取りまとめ、キューバ国内外に共有する。	主		副
		成果1に関するキャパシティ・アセスメントの実施、「キャパシティ・ディベロップメント報告書」の作成	副		主

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teamsを使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上